

京都市告示第 487 号

平成 21 年 4 月 6 日京都市告示第 57 号（京都市大学のまち交流センター条例の別に定める大学）の一部を次のように改め、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 30 項及び第 32 項を次のとおり改めます。

30 成美大学

32 成美大学短期大学部

（総合企画局市民協働政策推進室）